規　則

○国家公安委員会規則第八号

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十九号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則を次のように定める。

平成二十六年七月九日

国家公安委員会委員長　古屋　圭司

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則

（警備業の要件に関する規則等の一部改正）

第一条　次に掲げる国家公安委員会規則の規定中「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」を「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」に、「から第八条まで」を「、第六条、第七条第二項から第八項まで又は第八条」に改める。

一　警備業の要件に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第一号）第二条第四十六号

二　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）第七条第四十六号

三　暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成三年国家公安委員会規則第八号）第四十六号

四　国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成十四年国家公安委員会規則第十一号）第一条第四十六号

五　確認事務の委託の手続等に関する規則（平成十六年国家公安委員会規則第二十三号）第三条第四十六号

（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成三年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第一条第四十六号中「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」を「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」に、「から第八条まで」を「、第六条、第七条第二項から第八項まで又は第八条」に改める。

第十三条の二第十四号中「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」を「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」に改める。

附　則

この規則は、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

○原子力規制委員会規則第四号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）を実施するため、国際規制物資の使用等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年七月九日

原子力規制委員会委員長　田中　俊一

国際規制物資の使用等に関する規則の一部を改正する規則

国際規制物資の使用等に関する規則（昭和三十六年総理府令第五十号）の一部を次のように改正する。

別記様式第五中注17の表中「

トルコ	T	

」を

トルコ	T	
アラブ首長国連邦	E	

」に改める。

附　則

この規則は、原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とアラブ首長国連邦政府との間の協定（平成二十六年条約第八号）が日本国について効力を生ずる日から施行する。